

第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った一部開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成29年1月27日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：「新ごみ処理施設発注仕様書の燃焼条件は1）炉内温度 燃焼室出口温度 850℃以上、2）前記温度における再燃焼ゾーン内燃焼ガス（850℃）以上滞留時間2秒以上、3）一酸化炭素濃度30ppmであるが、現在の状況について下記の事項が分かる文書

- ①1）の測定場所と温度月間測定最高値及び最低値
- ②2）の再燃焼ゾーンの場所と容積及び滞留時間及び温度測定位置
- ③最新の月間測定最大値

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年2月6日に該当する公文書を下記の文書と特定し、燃焼室中の燃焼ガス温度月間測定最高値、最低値及び一酸化炭素濃度の最新の月間測定最大値については、鳴門市公式ウェブサイトで公表されているため、公文書の対象にならないとしたうえで条例第7条第2号に該当する情報（個人の氏名及び印影）に係る部分を不開示として、残りの部分について開示する一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

特定文書：新ごみ処理施設発注仕様書の燃焼条件は1）炉内温度 燃焼室出口温度 850℃以上、2）前記温度における再燃焼ゾーン内燃焼ガス（850℃）以上滞留時間2秒以上、3）一酸化炭素濃度30ppmであるが、現在の状況について下記の事項が分かる文書

- ①1）の測定場所と温度月間測定最高値及び最低値

- ② 2) の再燃焼ゾーンの場所と容積及び滞留時間及び温度測定位置
- ③ 3) の最新の月間測定最大値

3 審査請求

平成29年3月30日付けで、審査請求人は本件一部開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は違法である。」として審査請求を行った。

4 諮問

平成29年4月12日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件一部開示決定を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

炉内温度の測定場所として開示された文書では、燃焼室出口温度の測定場所と温度の関係が明確ではない。

また、再燃焼ゾーンの場所と容積の内、煙道について明確な図面がなく、さらに竪型煙道の計算式のH部分は熔融炉の一部と重複していると推測されるため、不存在とする実施設計仕様書（その1）の設備別機器仕様書及び機器配置図の最新版及び竣工原図（機械設備）を開示のうえ、正確な文書の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分の理

由は、おおむね次のとおりである。

燃焼室中の燃焼ガス温度の月間測定最高値及び最低値は、鳴門市公式ウェブサイトで公表されており、条例第2条第2項に規定する公文書ではない。また、温度測定場所についても、審査請求人の指摘を受け、平成29年4月以降については併せて公表している。

堅型煙道及び斜め煙道に関しては、詳細な寸法が記載された組立図は存在しないため、竣工図から煙道の寸法を求めて概略図と計算書を提出したもので、Hの部分に重複はない。また、竣工原図については、竣工図が最終の図面であり、竣工原図と竣工図は同じ内容であるため、竣工時の提出書類から除外しており、これ以外に開示できる文書が存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件開示請求は、①燃焼室中の燃焼ガス温度測定場所、②燃焼室中の燃焼ガス温度の月間測定最高値及び最低値、③再燃焼ゾーンの場所と容積及び滞留時間及び温度測定位置、④一酸化炭素濃度の最新の月間測定最大値が分かる文書の開示を求めるものである。

実施機関は、②燃焼室中の燃焼ガス温度の月間測定最高値及び最低値及び④一酸化炭素濃度の最新の月間測定最大値が分かる文書については、鳴門市公式ウェブサイトに掲載されており、条例第2条第2項に規定する公文書に該当しないことから、交付する公文書から除外し、①及び③について本件対象公文書を第2の2のとおり特定し、条例第7条第2号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、実施機関が条例第7条第2号に該当する部分を不開示としたことには異議を唱えておらず、開示された本件対象公文書が、審査請求人が開示請求をした文書に該当しない旨主張している。

よって、当審査会は、本件一部開示決定の妥当性について審査する。

2 本件一部開示決定の妥当性について

審査請求人は、①燃焼室中の燃焼ガス温度測定場所が分かるものとして開示された文書では、燃焼室出口温度の測定場所と温度の関係が明確ではないこと、また、③再燃焼ゾーンの場所と容積及び滞留時間及び温度測定位置が分かるも

のとして開示された概略図及び計算書では不正確であり、実施設計仕様書（その1）の設備別機器仕様書及び機器配置図の最新版及び竣工原図（機械設備）の開示を求めている。

①燃焼室中の燃焼ガス温度測定場所が分かるものとして開示された文書については、審査請求人の主張するように任意提供された燃焼室中の燃焼ガス温度の一覧表と燃焼ガス温度測定場所の関係性が明確ではなく、一見すると分かりにくい印象を与えるものではあるものの、測定場所については明示されており、不当とまでは言えない。

②再燃焼ゾーンの場所と容積及び滞留時間及び温度測定位置が分かるものとして開示された概略図及び計算書については、実施機関の説明によると、縦型煙道及び斜め煙道に関しては、詳細な寸法が記載された組立図は存在しないため、竣工図から煙道の寸法を求めて概略図と計算書を開示したものであり、審査請求人が主張する竣工原図は、竣工図と同じ内容であるため、竣工時の提出書類から除外しているとのことである。

竣工図、竣工原図は内容的に同一のものであり、いずれかを不存在と主張して隠す意味は無いことから、実施機関が提出書類から除外したと主張する以上、竣工原図は不存在であると推認できる。

したがって、審査請求人が求めている本件対象公文書は存在するものと推認することはできず、また、当該公文書を特定し一部開示決定を行ったことは、妥当性を欠くものではない。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成29年 4月12日	諮問書の受理
4月26日	実施機関理由説明書の受理
5月11日	審査請求人意見書の受理
5月24日	・ 審議
7月 5日	・ 審査請求人による口頭意見陳述 ・ 実施機関による理由説明の聴取

	・審議
9月 4日	・審議
10月23日	・答申